

ふるさと納税返礼品開発支援補助金

ふるさと納税を活用した地域資源のPR及び地域の活性化を図るとともに、事業者の事業継続や雇用維持を促進するため、ふるさと納税返礼品開発等に要する費用を一部補助します。

補助対象者

ふるさと納税返礼品取扱事業者又は取扱事業者となる見込みのある者のうち、次のいずれにも該当するもの。

- ・市税等の滞納がないこと。
- ・夕張市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ・国又は地方公共団体等による同様の助成金等の交付を受けていないこと。
- ・P L（生産物賠償責任）保険またはP L 保険と同等程度の損害保険会社等の賠償責任保険に加入していること。

補助対象事業

- ◆ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業
- ◆ふるさと納税返礼品の情報発信強化及び普及促進に係る事業
- ◆その他市長が必要と認める事業



補助対象経費

- ◆消耗品費・・・商品の容器、包装材、事業に必要な少額の物品の購入費
- ◆印刷費・・・パッケージ、包装紙、シール等の印刷費
- ◆原材料費・・・新商品開発に係る原材料費
- ◆機械購入費・・・新商品の開発に必要なと認められる機材の購入経費 など

補助額

補助対象経費の4分の3以内の額（千円未満切り捨て）
上限50万円

※予算の範囲内での補助金交付となるため、申請状況によっては、上限額が変更となる場合があります。



申請期間

令和3年10月14日から令和3年11月30日まで

手続の流れ



留意事項

- ◆このチラシの記載事項は概要ですので、申請前には必ず「夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付要綱及び募集要領」をご確認下さい。
- ◆申請書や要綱等については市HP又は市役所窓口（本庁及び南支所）で入手できます。

【本事業に関するHP】

夕張市 ふるさと納税 返礼品開発

🔍 検索

<https://www.city.yubari.lg.jp/gyoseijoho/furusatonozei/index.html>

【お問い合わせ・申請書提出】

夕張市地域振興課企画係

〒068-0492 北海道夕張市本町4丁目

【メール】ybrkai@city.yubari.lg.jp

【電話】0123-52-3141（直通）